

2017年(平成29年)4月13日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護に関する  
ことに係るコンピュータ処理について(答申)

2017年(平成29年)3月27日付けで諮問(第846号)された生活保  
護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護に関することに係るコンピ  
ュータ処理について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下  
「条例」という。)第18条の規定により、コンピュータ処理を行うことは適  
当であると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり、コンピュータ処理を  
行う必要性は、次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

生活保護の医療扶助については、受給者が医療機関(薬局を含む。以下  
「医療機関」という。)を受診した場合、医療機関が診療報酬明細書(以下  
「レセプト」という。)を作成し、社会保険診療報酬支払基金(以下「支払  
基金」という。)を経て保険者である藤沢市生活援護課に毎月電子媒体の  
レセプトが送られる。このレセプトの内容に問題がなければ、本市から支払  
基金を経由し、医療費が医療機関に支払われる仕組みになっている。

受領したレセプトについては、医療扶助の適正化の観点から、レセプトの  
診療・処方に疑義がないかを確認する作業(以下「レセプト点検」とい  
う。)及び事務的な誤りがないかを確認する作業(以下「過誤調整」とい  
う。)を行っている。このレセプト点検と過誤調整の対象となったレセプト  
について、支払基金に対し再審査を求める一連の流れを「再審査請求」とい  
う。

以前は紙媒体で受領・処理していたレセプトを電子データとして受領し、  
コンピュータ処理を行うことについては、答申第460号にて承認済みであ

り、2011年（平成23年）4月からレセプト管理システムを利用しているが、この再審査請求については、現在もオンラインではなくレセプトを紙媒体で印刷出力し、神奈川県を經由して支払基金へ郵送している。

現在、レセプト管理システムを構成している機器が5年間の保守期限を超過し、新しい機器の調達を必要としているため、本市としては、事務の効率化、費用対効果、個人情報のセキュリティ強化を検討した結果、クラウドサービスを利用したレセプトデータの管理に改め、また、再審査請求の方法を紙媒体からオンライン化することが有効であると判断した。そのため、答申第460号にて承認を受けたデータの運用管理を変更することについて、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

## (2) コンピュータ処理について

### ア コンピュータ処理の必要性

現在のレセプト管理システムでは、担当職員が、定期的にレセプトデータをサーバに取り込む更新作業やシステムのバージョンアップ等システムメンテナンスを実施しなければならない作業があり、作業自体も煩雑かつ時間を要している。また、再審査請求事務についても、担当職員及びレセプト点検業者が、毎月約300件のレセプトの印刷出力及び紙媒体の再審査等請求内訳票の作成をするのに時間を要しており、その再審査の結果も紙媒体で支払基金から郵送されることとなるため、レセプト管理システム内で一元管理できず、医療費の照会にも時間を要し非効率的である。そのため、事務処理を効率的、迅速かつ正確に行い、医療扶助の適正な実施を行うため、コンピュータ処理を変更する必要があると考える。

### イ レセプトデータ管理方法（クラウド化）の変更の必要性

(ア) 現在の庁内サーバ管理では、定期的な基本マスタの更新作業や不定期に行われる法改正等に対応するためのシステムバージョンアップ作業を担当職員が行っていたが、クラウド化によって、サービス提供者が一括してデータセンターで行うことができるため、事務の効率化につながる。

(イ) 現在は、レセプトデータをオンラインで受領するため、ダウンロード専用端末を用意した上、一般のインターネット回線（VPN専用回線）を利用してダウンロードを行っている。クラウド化によって、ダウンロード用の専用端末及び専用回線費用が不要になり、毎月かかる経常的費用が削減できる。また、庁内サーバ管理ではなくクラウド化によりレセプトデータを管理する場所は、サービス提供者が所有するデータセンターで保管されることとなるため、専用サーバ、無停電電源装置及びバックアップ装置が不要となり、専用機器の経費を削減できる。

### ウ 再審査請求のオンラインの必要性

(ア) 再審査等請求用の紙レセプトの印刷出力や、紙媒体の再審査等請求内訳票の作成及び添付作業を担当職員及びレセプト点検業者が行っていたが、オンライン化によりこれらの作業が不要となり、業務量が軽減され、支払基金に対する紙レセプトの郵送作業が原則なくなる。

- (4) 再審査等の請求内容及び審査結果が電子化されることにより，統計・分析が容易になり，正確な医療費の照会及び傷病の分析等が容易にでき，適正な医療扶助の実施につながる。

## エ コンピュータ処理をする個人情報

### (ア) レセプトデータ

氏名，性別，生年月日，年齢，医療機関名，傷病名，主傷病名及び請求確定金額

### (イ) 生活保護受給者データ

(既存の生活保護システムから抽出するレセプトデータと照合するための医療券調剤券データ及び被保護者データ)

氏名，性別，生年月日，住所及び医療機関名

## オ システム概要

生活保護版レセプト管理システム 専用端末 2 台

オンライン請求システム 専用プリンタ 1 台

## カ コンピュータ処理の内容

専用端末から L G W A N 回線を利用してデータセンターにアクセスの上，生活保護システムから抽出した「被保護者データ及び医療券調剤券データ」をデータセンターに送信し，データセンターが支払基金から受領した「レセプトデータ」とデータセンター内で照合及び一括管理を行う。

### (ア) 生活保護データの送信について

既存の生活保護システムから「被保護者データ」及び「医療券調剤券データ」を作成し，専用端末から L G W A N 回線を通じてデータセンターへ送信する。

### (イ) データセンターでのレセプト受領について

サービス提供者がデータセンター内にあるオンライン請求端末を利用し，支払基金神奈川支部からレセプトデータを受信する。

### (ウ) レセプトデータ等一括管理について

データセンター内でレセプトデータの一括管理を行い，専用端末からデータセンターにアクセスし，レセプト点検を行う。

### (I) 再審査のオンラインについて

再審査の結果，内容に疑義や誤りがあった場合は，専用端末から L G W A N 回線を利用して，オンライン請求システムにて再審査請求データを送信する。ただし，医療機関から紙媒体で請求があったレセプトについては電子化されていないため，従来どおり紙媒体の再審査等請求内訳票を作成し，神奈川県に郵送する。

## キ 安全対策

個人情報に係るデータについては，記録媒体の管理，電子計算機・端末

機の操作管理，使用状況の管理，通信回線に伝送するときの措置，保安措置等を「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」に基づき，適正かつ厳格に行う。

(ア) データの移行について

現行のレセプト管理システムからデータセンターへデータを移行するにあたり，レセプトデータとレセプト画像を移行データ格納媒体（DVD-R）に収め，データセンターに送付する必要があるが，その際は民間運送業者のセキュリティ便を利用する予定である。

(イ) システム上の保護について

a 生活保護システム

指紋認証ユーザID及びパスワードによる認証を行い，端末操作を生活援護課職員に限定する。

b オンライン請求システム

レセプトデータについては，事前に電子証明書を取得し，ネットワーク上のなりすまし防止対策がなされており，また，生活援護課内に設置する端末操作においては，ユーザID及びパスワードによる認証を行い，端末操作を生活援護課医療担当職員に限定する。

c 生活保護等版レセプト管理システム及びオンライン請求システム

生活援護課内に設置する端末操作については，生体認証装置，ユーザID，パスワードによる認証を行い，端末操作を生活援護課医療担当職員及びレセプト点検委託業者に限定する。なお，業務委託契約については「データ保護及び秘密の保持等に関する仕様書」により，個人情報保護を図る。

(ウ) データセンター上の保護

クラウドサービス提供者が所有するデータセンターは，情報セキュリティ格付けで最高ランクの「AAAIS」及びJDCCレベルでも最高の「Tier4」相当を取得しており，またLWAN回線利用によるデータ送受信を行うため，現在よりもセキュリティ対策が強化される。

(I) 運用上の保護

a パスワードは定期的に変更するとともに，操作の状況をログとして記録する。

b 担当課職員のうち実務を行う職員のみ利用権限を与えることにより，利用者に制限を設ける。

c 端末ログイン時には，生体認証を，システムログイン時にはユーザID及びパスワードを入力させることにより，不正使用を防止する。

d 保存年数を経過したデータは速やかに消去する。

- e 保存年限を経過した紙レセプトは溶解し，確実に破棄する。
- f 個人情報の適正な取扱いを確保するために，関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに，個人情報の適正管理についての点検を行う。

g その他

個人情報の取扱いについては「条例」，「藤沢市情報セキュリティポリシー<基本方針>」，「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」及び「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守し，個人情報の保護及び安全の確保に努める。

ク 実施時期

2017年（平成29年）8月より稼働開始予定

ケ 添付資料

- (ア) 資料1 社会保険診療報酬支払基金 資料
- (イ) 資料2 医療扶助の流れ
- (ウ) 資料3 レセプト管理システム費用比較
- (エ) 資料4 レセプト書式
- (オ) 資料5 クラウドサービス概要・現行システムとの比較
- (カ) 資料6 コンピュータ処理の内容
- (キ) 資料7 藤沢市コンピュータシステム管理運営規程
- (ク) 資料8 データ保護及び秘密の保持等に関する仕様書
- (ケ) 資料9 生活保護等版レセプト管理クラウドサービスセキュリティ仕様（第9版）
- (コ) 資料10 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は，コンピュータ処理を行うことについて，次に述べる理由により，審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では，コンピュータ処理を行う必要性について，次のように述べている。

現在のレセプト管理システムでは，担当職員が，定期的にレセプトデータをサーバに取り込む更新作業やシステムのバージョンアップ等システムメンテナンスを実施しなければならない作業があり，作業自体も煩雑かつ時間を要している。また，再審査請求事務についても，担当職員及びレセプト点検業者が，毎月約300件のレセプトの印刷出力及び紙媒体の再審査等請求内

訳票の作成をするのに時間を要しており，その再審査の結果も紙媒体で支払基金から郵送されることとなるため，レセプト管理システム内で一元管理できず，医療費の照会にも時間を要し非効率的である。加えて，レセプト管理システムを構成する機器が5年間の保守期限を超過し，新しい機器の調達を必要としている。そのため，事務処理を効率的，迅速かつ正確に行い，医療扶助の適正な実施を行うため，レセプトデータの管理方法を庁内サーバ方式からクラウド方式に変更する，支払基金への再審査請求の方法をオンライン化するコンピュータ処理を変更する必要があると考える。

以上のことから判断すると，コンピュータ処理を行う必要性は認められる。

(2) 安全対策について

実施機関が2 説明要旨(2)キ安全対策(ア)，(イ) a b c ，(ウ)及び(イ) a b c d e f g に示す安全対策は，次のとおりである。

ア 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 (イ) a b c ，(イ) a b c

イ ネットワーク等からの情報流出を防止するための措置 (ア)，(ウ)

ウ 利用後にデータを確実に消去するための措置 (イ) d e

エ 日常的な安全対策 (イ) f g

以上のことから判断すると，安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより，コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上